

IPO NEWS DIGEST

本資料は、発明推進協会が、諸外国の知的財産庁等の情報を要約したものです。
情報の内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

<ニュージーランド IPONZ>

商標実務ガイドラインの改訂 (2013 年 9 月 26 日)

登録商標のガイドラインのうち、登録商標の更新や回復に関連したセクション 19 の内容を改定した。

登録商標を部分的に更新したい権利者には以下の 2 つの選択肢がある。

変更：権利所有者が、ある特定の分類だけを更新したい場合、更新したくない分類を削除する。
削除された分類は、直ちに取り消される。

分割：権利所有者が更新したい分類を特定しない場合、登録を分割する。更新したいかどうか確定していない分類は、登録を分割する。分割により失効した状態でも、一年間はその分類は回復できる状態になる。

変更や分割の請求の処理には 15 営業日かかり、登録商標の更新日よりも前に行われなければならない。

紹介記事全文 (英語) :

<http://www.iponz.govt.nz/cms/iponz/latest-news/expired-items/trade-mark-practice-guideline-update/>

<インド CGPDTM>

特許の活用一覧 (2013 年 9 月 26 日)

一般の人々が特許の現状を検索することができるシステムの公開を始めた。また、以下の情報も分かりやすい形式で入手することが可能。

1. 20 年の保護期間を過ぎた特許
2. 年金の未払いのために停止された特許
3. 1 及び 2 の特許の番号、タイトル、技術・科学分野

保護されていないという理由により、特許を一般に利用できるように、権利者に求めることが可能となる。

検索ページ (英語) :

<http://ipindiaservices.gov.in/eregisterreport/>

<インド CGPDTM>

国際審査/国際予備調査機関として運用開始・特許規則改定

(2013 年 10 月 15 日)

- ・ 2013 年 10 月 15 日より、インド知財庁は PCT 出願の国際審査・国際予備調査機関として運用を開始したと発表し、それに伴い特許規則の以下の点に主に改定があった。
 - ・ 規則 4 (所轄庁) : (3)~(5)が追記 所轄庁の変更も可能
 - ・ 規則 9 (書類の寸法等) : 変更
 - ・ 第三章 PCT に基づく国際出願 規則 17 (定義) :
(aa)審査機関、(ab)国際事務局、(ac)調査機関の定義を追記
 - ・ 同章規則 18 (国際出願に関する所轄庁) : 特許庁本庁→デリー支庁に変更
 - ・ 第 5 附則として料金一覧表追加

紹介記事全文 (ヒンドゥー語・英語) :

http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/patent_Amendment_Rules_2013.pdf

(後半(p.7 以降)に英訳)

<欧州特許庁 EPO>

分割出願の出願要件の変更 (2013 年 10 月 18 日)

10 月 16 日、EPO (欧州特許庁) の管理理事会は、ヨーロッパ特許条約の分割出願に関する規則 36, 38 及び 135 の改正を採択した。これは、EPO 長官が特許法上の委員会の意見を踏まえて提案したもので、2014 年 4 月 1 日に発効し、同日以降に出願される分割出願に適用される。規則 36(1)を次のように「保留中の以前の欧州特許出願に関する分割出願を提出することができる」と読み換えたことで、先の親出願が係属している限り分割出願ができるようになった。主な改正点は以下の通り。

- ・ 先の出願が係属中である限り分割出願が可能となり、先の出願に対する最初の通知から 24 ヶ月以内に提出すべきという期限が撤廃された。
- ・ 2 回目又それ以降の分割出願に対して、追加料金が発生する。つまり、先の親出願からさらに分割出願する際には、追加料金を支払わなければならない。

紹介記事全文 (英語) :

<http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20131018.html>

決定の通知文 (英語)

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/ac-decisions/archive/20131024a.html>

<イギリス IPO>

音声録音について著作権の保護期間を 70 年に延長 (2013 年 11 月 1 日)

EU 圏内では、音声録音と音声録音中の実演者の権利は、録音された年の終わりから 70 年の保護期間となっているが、イギリスの法律上は 50 年の保護期間であった。2013 年 11 月 1 日より、イギリスでも保護期間が 70 年となった。

この延長は、2013 年 11 月 1 日に保護期間にある、あるいはそれ以降の音声録音に適用される。保護期限の切れたものには適用されない。

紹介記事全文 (英語) : <http://www.ipso.gov.uk/pro-types/pro-copy/c-policy/c-policy-copyterm.htm>

<欧州共同体商標意匠庁 OHIM>

TMView にギリシャ、モロッコが参加 (2013 年 11 月 11 日)

2013 年 11 月 11 日から、オンライン商標システム TMView に、ギリシャ、モロッコが参加し、商標検索可能となった。約 23 万件のギリシャの商標と約 15 万件のモロッコの商標が加わり、検索可能商標件数は、全部で約 13,200,000 件となった。

・ TMView <http://www.tmview.europa.eu/tmview/welcome.html>

参加庁 : 32 庁

これまでに、203 の国からほぼ 4,800,000 回利用された。

紹介記事全文 (英語) : <http://oami.europa.eu/ows/rw/news/item3123.en.do>

<欧州特許庁 EPO>

モルドバ知財庁と欧州特許の認証について合意 (2013 年 10 月 21 日)

10 月 16 日、EPO 長官とモルドバ知財庁(AGEPI)長官が、欧州特許の認証に関する合意文書に署名した。

この合意により、欧州特許出願・欧州特許はモルドバで法的効力を持つことになる。

モルドバは欧州特許条約の加盟国ではないが、この合意により、欧州特許出願・欧州特許がモルドバの特許出願・モルドバ特許と同じ法的効力を持ち、モルドバの法律に従うことになる。そのためには、モルドバ国内でこの合意を承認し、法案を可決させる必要がある。

EPO と AGEPI の協力は、15 年以上前から始まり、2009 年にはより強化され、審査や管理面の人材育成に関して協力している。(モルドバは、2012 年 4 月にユーラシア特許条約を脱退している*)

* <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20120413.pdf>

紹介記事全文 (英語) : <http://www.epo.org/news-issues/news/2013/20131021.html>
